

## (公社) 立体駐車場工業会行動基準について

### 趣旨)

設立後概ね60年を迎え、公益認定後概ね10年を振り返る節目として定める  
コンプライアンスの考え方やその基準となる ガバナンス；大枠・指針を定める ことにより、

- ① 会員企業の取組みについて一定の考え方や方向性を示すこと
- ② 会員企業（社員を含む）の日常の取組み・行動についての参考とすること、が可能となる

### 行動基準

工業会は、任意法人として設立後、立体駐車場の整備に関する国の施策に協力するとともに立体駐車場事業の健全な発達を図り、もって「都市機能の維持増進と社会福祉の増進に寄与する」ことを目的とする「一般社団法人」として国の認可を経て、設立以来、機械式駐車装置の安全性の確保を主な業務として取り組んできたところである。

その後、「社会的な信頼」を基礎とし、公益社団法人として国の認定を、更に駐車場の登録認証機関としての位置付けを得て、これらを契機に機械式駐車装置の安全性確保などの公益目的事業を実施することが求められている。

工業会及び当会会員は、工業会を取り巻く社会状況の変化に的確に対応し、引き続き工業会として継続・発展していくことが必要との認識に立ち、工業会としてなすべき取組みを明確にし、以下の点を基本に工業会の活動に取り組むものとする。

- \* (公社) 工業会としては、会員に指導や指示また監視・監督する立場・権限はないが、会員は(公社)工業会会員として、
  - 1) 法令等の遵守や工業会の意義・目的を十分に理解し、
  - 2) 法令等の遵守を基本に社会的に評価される行動を執ることはもとより、
  - 3) 「品格のある企業」として、工業会の活動に参加し、工業会を運営すべきものとする。

### ○法人として根底に据えるもの

#### ・法令等の遵守（徹底）

設立時また公益認定時の基本に立ち返り、コンプライアンス規程で定める独禁法等にとどまらず、公益認定法、駐車場法、当会の定款や各種規程を含め法令等を遵守する

#### ・品格（尊厳）ある取組み

法令等の遵守は基より、いわゆる「社会的な規範（パワハラ・セクハラ防止など）も含め、「社会的な公器」としての自覚と節度を基に、社会的に評価される取組みを行う

### ○法人として取り巻く環境へ備えるもの

#### ・リスク管理（予防と回避）

工業会のこれまでの取組みを継続的かつ効果的に行うため、工業会を取り巻く各種のリスクについて情報を共有、取りまとめた上で、早期に予防と回避策に取り組む

#### ・社会的信頼の確保

工業会が公益法人、登録認証機関として継続・発展していくためには、工業会の存在意義に加え社会的な信頼が不可欠との共通認識に立って、工業会の活動に真摯に取り組む